

## 監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会の監事の報酬について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び旅費交通費はこれを支払わないものとする。また、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び旅費交通費を支払わないものとする。

報酬 (日額)	旅費交通費
無償	旅費規程による

2 監事が評議員会に出席したときは、次により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び旅費交通費はこれを支払わないものとする。

報酬 (日額)	旅費交通費
無償	旅費規程による

(勤務報酬等)

第3条

監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び旅費交通費を支払うことができる。

報酬 (日額)	旅費交通費
2,000円	旅費規程による

附則

この規程は、平成30年3月18日より適用する。